令和元年5月30日

教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

# 教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 令和元年5月30日(木曜日) 午後 3時56分開会

午後 4時35分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 4名

教 育 長 境 直 彦 君 <u>委</u> 員 阿 部 邦 英 君 (教育長職務代理者) 阿 部 邦 英 君

委員今井多貴子君委員遠藤俊子君

◇欠席委員 1名

委 員 杉山昌行君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 及川伸一君 事務局次長 佐藤 由美君 事務局次長 (教育改革) 稲 井 浩 君 教育総務課長 石 井 透 公 君 樹 学 校推 進 学校教育課長 Ш 知 君 勝 君 田 宏 佐 藤 治 学校管理課長 今 野 順 子 君 生涯学習課長 倍 秀 君 複合文化施設開設準備室長 体育振興課長 千 葉 正 喜 君 石 川 儀 幸 君

河北公民館長 伊藤 穣 君

◇書 記

 教育総務課
 基
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 <td

#### ◇付議事件

- 一般事務報告
  - 教育長報告

- ・令和元年度教育費に係る補正予算要求(6月補正)について
- ・石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等について

## 審議事項

第17号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示

第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

第20号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

その他

## 午後 3時56分開会

○教育長(境 直彦君) 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから令和元年第5回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員は杉山委員です。

#### 会議録署名委員の指名

○教育長(境 直彦君) それでは、本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、阿部委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

# 教育長報告

○教育長(境 直彦君) それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が3件、審議事項が4件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに、私から御報告いたします。

一般事務報告といたしまして、学校関係と教育委員会協議会等会議について報告いたします。 始めに、各学校は5月に入りまして学校行事も順調に行っており、小学校では18日と25日 に31校で運動会が行われました。子どもたちの元気あふれる演技や競技に、地域の方々、保護 者の皆さんにも楽しんでいただいたものと思っております。中学校では、修学旅行等の宿泊的 行事も終わり、来月8日、9日に行われます中学校総合体育大会地区大会に向けて練習に励ん でおります。

人事評価の校長面談は、本日の午前中で小・中・高54名を終了いたしました。

また、宮城県東部教育事務所の所長等学校訪問は、5月15日から始まり、6月5日までのうち7日間を予定しております。今年度は東部教育事務所の皆さんが新しく転勤したことから、 地域の実情も知っていただくよう実施しております。

次に、教育委員会協議会等の会議関係です。

宮城県市町村教育委員会協議会では、5月14日に石巻市桃生公民館で定期総会が開催され、皆さんにも出席していただきました。今年から2年間、会長職と事務局を担当することになります。

また、東北6県市町村教育委員会連合会では、7月4日、5日に郡山市で定期総会と教育委員・教育長研修会が開催され、皆さんに出席していただく予定となっております。

次に、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が5月23日、24日の2日間、富山県富山市で開催され、全国から多くの教育長が参加しました。役員改選があり、会長には群馬県高崎市の飯野教育長がなっております。

以上、報告を終わります。

御質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

#### 令和元年度教育費に係る補正予算要求(6月補正)について

○教育長(境 直彦君) それでは、なければ、次に令和元年度教育費に係る補正予算要求 (6月補正)についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、令和元年度教育費に係る補正予算の要求について 御説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第2回定例会に提案するため、現在、事務局で 編成作業を行っている教育費関連の予算要求について報告するものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに歳出から御説明いたしますので、2ページを御覧願います。

番号1、コミュニティ・スクール推進事業費では、国の事業内定を受けたことに伴い、事業 に要する経費を要求しております。

次に、番号2、学力向上マネジメント支援事業費では、県から事業の指定を受けたことに伴い、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号3、学校安全総合支援事業費では、県の事業採択を受けたことに伴い、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号4、河南西中学校水泳プール改築事業費では、国の事業内定が単年度となり、継続費を廃止するため、今年度分の事業費を増額要求しております。

次に、番号 5、文化財保護管理費では、県道石巻鮎川線復興道路事業に伴う発掘調査並びに 須江山浄水場のり面復旧に伴う確認調査を実施するため、事業に要する経費を要求しておりま す。

次に、番号6、体育施設震災関係費では、石巻野球場の復旧に当たり、外壁等の調査費を要求しております。

次に、番号7、雄勝地区体育施設災害復旧費では、設計業務の進捗に伴い、建設工事費等を 要求しております。

次に継続費について御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

番号1、河南西中学校水泳プール改築事業では、国の内定により単年度事業となるため継続 費の廃止を要求しております。

次に歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻り願います。

番号1、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金から、番号8、埋蔵文化財発掘調査委託金まで、並びに番号10、埋蔵文化財確認調査委託金につきましては、歳出に計上いたしました各種事業費に係る国・県支出金等を要求するものであります。

番号9、災害復旧費寄附金(教育委員会分)では、東日本大震災に伴う学校教育等に関して 寄せられた寄附金を要求しております。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、要求内容及び要求額は現時点のものであり、今後の編成作業の過程で変更となる場合がございますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等について

**〇教育長(境 直彦君)** では、次に、石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等 について、体育振興課長からお願いいたします。

○体育振興課長(石川儀幸君) それでは、石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の4ページを御覧願います。

本件につきましては、建設部が所管し、教育委員会が補助執行で管理を行っております総合運動公園に関係する部分について御報告するものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに背景及び目的でございますが、石巻市総合運動公園第三工区につきましては、平成26 年度から整備が進められており、今般、多目的フィールドとフットボールフィールド更衣室の 整備が完了いたします。

図面で説明させていただきますので、6ページを御覧いただきたいと思います。

図面の石巻商業高校のあるエリアが第三工区と呼ばれているエリアでございます。図面の中央に天然芝の多目的フィールドと呼ばれるグラウンドが今般整備を完了するものでございます。 その下、テニスコートの間にフットボールフィールド更衣室もただいま整備しているものでございます。 ざいます。この2点が今回整備を行っているものでございます。

あわせて、左、資料の下の方になりますが、フットボールフィールド第1、第2という人工 芝のものがございます。こちらにつきましては、昨年の4月から供用開始をしております。そ の下のこども広場、わんぱくエリアとのびのびエリアというものがございますが、こちらは今 年の3月末に供用開始をしております。あわせて、北エリアの方とつなぐ連絡歩道橋というも のがございまして、県道をまたぐものですが、こちらにつきましても、こども広場と同じタイ ミングで供用開始しております。

今回の整備が終わりまして、第三工区につきましては一応整備完了予定ということになって おります。

続いて、先ほどの続きを説明させていただきますので、4ページに戻っていただきたいと思います。

背景の続きでございますが、南浜復興祈念公園を始め、大規模公園の整備が進められておりまして、完成後の有効活用や適切な管理・運営が課題とされております。

次に目的でございますが、本年7月1日から今回整備される施設等の供用を開始するもので ございます。

また、指定管理制度の対象公園につきましては、現行条例におきましては、総合運動公園の 有料公園施設に限定されております。これをその他の公園施設にも拡充するための条例整備を するものでございます。

次に、根拠法令等につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、これまでの経過につきましては、先ほど図面で御説明したとおりでございます。

そのほかに、総合運動公園につきましては、現在、指定管理者制度について検討を行っております。

次に主な内容でございます。

5ページになりますが、1番、今回整備する施設等の名称と使用料を設定するものでございますが、①多目的フィールドにつきましては、こちらの表にあるとおりの使用料に設定しております。

②フットボールフィールド更衣室につきましては、4室今回設けておりまして、更衣室の利用自体は無料という形にしております。そのほか6区画用意しますシャワー設備につきましては、1回5分100円という使用料で設定しております。この更衣室はフットボールフィールド更衣室という名称ではございますが、利用者をこのフットボールフィールドの利用者に限定するものではございませんので、例えばテニスやジョギングの利用者についても利用できる設備としております。

③既存施設のシャワー使用料につきましては、1回50円と設定しております。今回整備する シャワー設備と同料金に見直しを行うものでございます。

次に、2、指定管理条項の改正についてでございますが、①指定管理制度の対象施設・公園の拡充につきましては、現在総合運動公園に限定されているものを、全ての都市公園87公園に広げるものでございます。ただ、87公園全体を指定管理者制度にするということではなく、できるというような形に変更するものでございます。

利用料金の収入規定につきましては、現行は、市の収入とし、徴収業務のみ委託している形式でございますが、今回、利用料金自体を指定管理者の収入へと変更する利用料金制へと移行するものでございます。

次に、実施した場合の影響・効果でございますが、新たな施設の整備により、利用者サービスの向上と競技環境の充実が図られるとともに、指定管理者制度の導入が促進されることで、 行政業務の負担軽減やサービスの質の向上が期待されるものでございます。

また、市財政への影響としては、指定管理者制度導入検討時にそれぞれ算定するものでございます。

次に、他自治体との比較でございますが、多目的フィールドにつきましては、既存のふれあ いグラウンドという同じ天然芝のグラウンドがございますので、そちらのグラウンドと同額の 使用料に設定しております。

シャワー設備につきましては、県や仙台市の施設にありますように、1回5分100円程度が 一般的な利用料という形のようでございますので、それを参考に設定しております。

指定管理者導入条件等につきましては、御覧のとおり県や各市町村により異なっておりますが、結果的には県と同じ取扱いになるものでございます。

次に今後の予定でございますが、6月の第2回市議会に都市公園条例の一部改正について提 案いたしまして、7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの報告に対して御質問等ございませんか。

(「ありません」との声あり)

# 第17号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示について

○教育長(境 直彦君) それでは、報告を終わりまして、次の審議事項に入ります。

第17号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。

河北公民館長から説明をお願いいたします。

河北公民館長。

**○河北公民館長(伊藤 穣君)** それでは、ただいま上程されました第17号議案 石巻市公民 館地域分館活動要綱の一部を改正する告示について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、河北地区において二子東行政区、二子西行政区及び二子南行政区の3行政区が新設したことに伴い、石巻市公民館地域分館活動要綱第2条で定める別表に定めた地域分館についても新設することが必要となったため、また間垣行政区、釜谷行政区、長面行政区及び尾の崎行政区が東日本大震災により分館が流出したため、それぞれの地域分館を廃止することによる一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

表紙番号1の1ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表のページを御覧願います。

別表中、石巻市河北公民館飯野新田分館の項の次に、石巻市河北公民館二子東分館、二子東地区、石巻市河北公民館二子西分館、二子西地区、石巻市河北公民館二子南分館、二子南地区を加え、石巻市河北公民館間垣分館、間垣地区、石巻市河北公民館釜谷分館、釜谷地区、石巻市河北公民館長面分館、長面地区、石巻市河北公民館尾の崎分館、尾の崎地区を削るものです。これにより、河北地区における地域分館数は、改正前の41分館から40分館となります。

附則につきましては、令和元年6月1日から施行し、改正後の石巻公民館地域分館活動要綱の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上、概要について御説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申

し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

- ○委員(阿部邦英君) 質問ではありませんが、河北公民館の間垣分館から釜谷分館、長面分館、尾の崎分館、流されたのもありますが、分館を削るところは全部、現在災害危険区域で住むことができませんので、しょうがないなという感じを持っています。これでいいと思います。以上です。
- ○教育長(境 直彦君) ほかにございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第17号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の 一部を改正する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** 異議ありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いた します。

第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○教育長(境 直彦君) 次に、第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(安倍秀一君)** ただいま上程されました第18号議案 石巻市社会教育委員の 委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1の2ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が本年5月31日をもって満了となることから、社会教育法第15条第2項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定により委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、本年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

3ページを御覧願います。

選出に当たりましては、社会教育に関し、地域の実情に明るく、専門的知見や助言を得られる方を選任しております。

委員構成は、地区選出7名、社会教育関係団体選出2名、学識経験者選出1名、校長会選出 2名の12名となっております。

新任委員につきましては、社会教育関係団体の男澤清勝氏、星圭氏、学識経験者の笹原英史 氏、校長会選出の坂本忠厚氏、我妻敬一氏の5名でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**〇教育長(境 直彦君)** ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質疑等はございますか。

(「ありません」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** ないようでしたら、第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** 異議ありませんので、第18号議案については原案のとおり可決いた します。

#### 第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

**〇教育長(境 直彦君)** 次に、第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(安倍秀一君)** ただいま上程されました第19号議案 石巻市文化財保護委員 の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の4ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が本年5月31日をもって満了になることから、石 巻市文化財保護条例第6条の規定により委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、本年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

5ページを御覧願います。

選出に当たりましては、文化財や地域の歴史に精通し、専門的知見や助言を得られる方を選任しております。

委員構成は、地区選出6名、分野別選出4名の10名となっており、現在委嘱しております委員10名全員を再任しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**〇教育長(境 直彦君)** ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質疑等ございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** ないようでしたら、第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** 異議ありませんので、第19号議案については原案のとおり可決いたします。

## 第20号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○教育長(境 直彦君) 続いて、第20号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

体育振興課長。

〇体育振興課長(石川儀幸君) ただいま上程されました第20号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1の7ページの委員名簿を御覧願います。

現在委嘱しております委員の任期は、平成29年11月1日から令和元年10月31日までの2年間となっておりますが、委員名簿にございます、石巻市立小・中学校長会から推薦されておりました阿部俊男委員と、宮城県高等学校体育連盟石巻支部より推薦されておりました澁谷貴彦委員が、平成31年4月1日付けの人事異動により同審議会委員を退任されることとなりました。そのため、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものでございます。

委嘱する委員について御説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

委員の任期でございますが、石巻市スポーツ推進審議会条例第5条第1項ただし書きにより 前任者の残任期間となりますことから、令和元年6月1日から令和元年10月31日までとして おります。

委員の氏名等につきましては、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条第2項第1号に基づく 学識経験者として、石巻市立小・中学校長会から推薦されました石巻中学校校長の平塚隆氏と、 宮城県高等学校体育連盟石巻支部から推薦されました石巻北高等学校校長の黒田賢一氏でござ います。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇教育長(境 直彦君)** ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** ないようでしたら、第20号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の 委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** 異議ありませんので、第20号議案については原案のとおり可決いたします。

\_\_\_\_\_\_

# その他

○教育長(境 直彦君) 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

- **○委員(今井多貴子君)** 少し状況をお聞きしたいのですが、各学校、中学校、高校とも、部活の休部日、1週間のうちにしっかり休部されているのかどうか、状況を分かる範囲で教えていただきたいです。
- 〇教育長(境 直彦君) 学校教育課長。
- **○学校教育課長(川田知宏君)** 現在、再来週に行われます中総体に向けての集中期間でもありますので、ふだんの期間よりは長めの部活動の設定となっておりますが、基本的に土日のどちらか1日は休む。それから平日でも1日は休みを取るという形で、学校には文部科学省から来ているガイドラインにのっとってお願いしているところでございます。
- 〇教育長(境 直彦君) 今井委員。
- ○委員(今井多貴子君) それがある程度、守られている状況でしょうか。
- **〇学校教育課長(川田知宏君)** 石巻市につきましては、昨年度、東部教育事務所からの調査 もございまして、徹底しているというふうに思っております。
- 〇教育長(境 直彦君) 今井委員。
- **○委員(今井多貴子君)** なぜこれをお聞きしたかといいますと、父兄の話によると中学校で 遠征が始まっており、県内ではなく県外の遠征で1泊になっていると。中学生が山形とか秋田

とか1泊の遠征をしますと、今は8日、9日の中総体に向けての練習で異例なのかどうなのか、 部によっては、休部日を持たなければならないけれども、結局1泊2日ですから持てませんの で、スポ少として引率するというふうに、私から聞くと言い訳のような感じなのですね。スポ 少として連れていきますと。それで、スポ少と部活に入っている子たちはほとんど同じですか ら、スポ少として連れていくから、学校にはとりあえず関係ないと。だから行ってもよろしい と。そのかわり、引率するのはスポ少の係の方、父兄ですよね、その方が責任を持って連れて いくことという、抜け道的な考えが入ってきているという現実を少しお聞きしました。

実際に部活をしている方もわかるのですが、それはありなのだろうかと、この場合。子どもたちの状況はどうですかと聞いたのです。疲れて勉強はしない。土日でかけますから、県外ですから、勉強はしないと。そうすると、私たちが今、学力向上をどのようにしていったらいいのかということで、休部日を持ったり、平日も休んだりという努力をしているわけですよね。そうすると、スポ少として行っているのでというふうな抜け道的な相反することが行われている部がある。でもそこに動いているのは子どもたちなので、当然、疲れれば勉強はしない。そういう状況があると。

その方が、仙台はどうなのかと聞いたら、仙台は徹底しているそうです。やはり。動かない。 絶対そのときは動かないというので、休みをしっかり取っているのが多いというかほとんどで あるということからすると、石巻市は、せっかくの皆さんの努力がそういうふうにスポ少との 関係でうまくすり抜けられているというか、そういうことがあっていいのだろうかと少し疑問 を持ちましたので。それが1校2校で済めばいいのですが、済んでもだめですけれども、本来 は。そういうことが実際行われているのかどうか、しっかり調べていただきたいなと。

それに伴って、結局、部費ではなく、保護者の負担費が大きくなり、1回の遠征で何万と。 引率する人の引率代、宿泊費も父兄が割って支払っているという状況があるようなので、その 辺を少ししっかりと調べていただきたいなと思いました。

○教育長(境 直彦君) 部活動とスポーツ少年団とは組織が違うので、結局調べても無理です。調べて教育委員会で部活動の休みは徹底してくださいとしても、いや、スポーツ少年団の活動ですからと言われれば、それで終わりです。そうであればどうするかというと、親がスポ少を脱会すればいいだけの話。その道を選ぶしかない。スポーツ少年団がそういう指導でやっている限りは、いくら言ってもできません。学校の教員もそれにかかわらなければいいわけなので。

○委員(今井多貴子君) 実際かかわっていないそうです。

- ○教育長(境 直彦君) スポーツ少年団の構成する団長や指導者がそういうようにしている 限りは、いくらやっても。
- ○委員(今井多貴子君) それが外部コーチになっているので。
- **〇教育長(境 直彦君)** ですので、そういうのはもうみんなやめるしかない。
- ○委員(今井多貴子君) 学校側では外部コーチとしてお願いしている人が、スポ少の要は ......。
- ○教育長(境 直彦君) それは学校で管理職がやめればいいだけの話。ですから、そういう 体制になっていること自体、そのように勝手にやっていること自体だめなので、それはしっか り学校側が判断してやるしかない。その一線をどこで引くかというのは、教育委員会がそれに 対して指導するといえば、おそらくスポーツ少年団の指導者の方から言わせると、何だ、やっていることはと、もう水掛け論になってしまう。あとは、そういう活動にかかわらないという。 それで学校側がかかわっていないというところです。

まだまだ勝利至上主義があり、県外まで遠征しないと強くならないと思っている人はたくさんいますので。ですから、色々な選手起用とか何かにまで全部異を挟むので、そういうのはやめましょうということで。

- ○委員(今井多貴子君) ぜひ外部コーチがスポ少関係者であれば……。
- ○教育長(境 直彦君) 今、外部コーチというのは部活動の指導員とか何とか学校の教員免許状がないとだめというように国が制限をかけてきていますが、では、学校の教員免許状を持っている人にそういう人がいるかというと、都市部はいるでしょうけれども、ここにはいないのです。そういう制度的にもアンバランスなところが出てきているわけですので、ただ単にその競技団体がやっているところにおいてある程度の制御はかける。ですから、総合体育館で行ったスポーツ少年団の研修会でもしっかり休みを取ってやるようになど、もちろん周知しているわけですけれども、まだまだ種目によってはなかなか徹底していないですよね。しっかり学校とうまくやっている競技団体もあれば、全くそうでないところもあるし、色々なトラブルがこれからは出てくるのだと思っています。その都度やはり是正していかなければいけない。
- 〇委員(今井多貴子君) わかりました。
- **〇教育長(境 直彦君)** よろしくお願いします。

その他ございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

**〇教育長(境 直彦君)** なければ、課長方から何か。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、既に新聞報道等で御存じのことと思いますが、私から石巻中学校と門脇中学校の統合について御報告申し上げます。

お手元に配布の資料を御覧願います。

まず、1のこれまでの経緯についてでありますが、表の中ほど、昨年、平成30年12月の両校PTA会長連名による両校の学区再編に向けた話し合いの早期開催に関する要望書、これの提出以降、平成31年1月から4月にかけまして、教育委員会と両校PTA役員との事務打ち合わせを3回ほど開催いたしました。

その中で、2の主な内容の基本項目の①から④につきまして、今年の4月に開催された両校のPTA総会において同意が得られております。⑤につきましては、地区懇談会の中で記載のような進め方について説明をしていくものとしてございました。

続きまして、2ページ目の3を御覧願います。

両校PTA総会での同意の確認を受けまして、先週22日、23日の地区懇談会の開催状況で ございます。開催に当たりましては、案内文書を両学校区内の全町内会への班回覧と、あわせ て全保護者に対しても配布いたしましたが、出席者については御覧のとおりでございました。

両会場におきまして事務局からこれまでの経緯、それから資料1ページ目の主な内容の①から⑤について、それから今後の予定等について御説明いたしましたが、特に異論は出ず、両校の統合については同意が得られたものと考えております。

4のその他には各会場で出された質問・意見等を掲載してございますので、後ほど御覧いただくようお願いいたします。

続きまして、4ページを御覧願います。

今後の予定についてであります。本年6月から8月にかけ、教育委員会、両校及び両校PTAと統合後の使用校舎等に関する検討を開始し、使用施設を決定したいと考えております。9月の教育委員会定例会にて両校の統合について審議・議決をいただけましたら、10月には両校の統合準備委員会を設置し、統合に向けた準備を開始したいと考えております。令和3年4月には両校の統合というような流れで進めてまいりたいと考えております。

5ページ、6ページには新聞記事のコピーを添付してございます。

以上で報告を終わります。

○教育長(境 直彦君) 石巻中学校と門脇中学校の統合についてということで、これまでの 経過の報告でございました。 石巻小・中学校学区再編計画の案に基づいて地区の懇談会等進めていきますので、それを今後、随時報告という形で情報提供していきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。一応、9月のこの場で審議していただく予定で、それ以降、統合準備委員会が1年半でもって、令和3年4月に統合というスケジュールでいくということの基本合意は行っているということでございます。

これについて何か質問等ございませんか。聞いておきたいことなど。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) そのほか課長方からありませんか。

(「ありません」との声あり)

- **〇教育長(境 直彦君)** ないようでしたら、次回の定例会等について、事務局お願いいたします。
- ○事務局(星 憲君) 次回、6月の定例会につきましては、6月27日木曜日午後1時30 分から開催する予定としております。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。
- ○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。
  以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。
  ありがとうございました。

午後 4時35分閉会

教 育 長 境 直 彦署名委員 阿 部 邦 英